

令和7年勝浦町マラソン議会（みかん会議）会議録第4日目

1 招集年月日 令和7年12月19日

1 招集場所 勝浦町役場議場

1 開閉日時及び宣告

開議 12月19日 午前9時30分 議長 松田貴志

散会 12月19日 午前10時48分 議長 松田貴志

1 出席及び欠席議員

○出席議員（9名）

1番	内谷安宏	2番	福井裕美
3番	長尾隆資	5番	花房勝一
6番	瀬戸直一	7番	美馬友子
8番	松田貴志	9番	筈公一
10番	井出美智子		

○欠席議員（1名）

4番 玉置守

1 会議録署名議員

2番 福井裕美 7番 美馬友子

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	海川好史
教育長	大久保康雄	政策監	野上佳孝
総務防災課長	中瀬弘晴	企画交流課長	寺尾由美
税務課長	藤井小百合	住民課長	海川みゆき
福祉課長	長友清美	農業振興課長	西濱浩史
建設課長	上村和也	上下水道課長	大上誉司
会計管理者	正瑞美佳子	教育委員会事務局長	石木正昭
勝浦病院事務局長	笠木義弘		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本博文

1 議事日程（第4号）

開議宣言

日程第1 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第2 議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第3 議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第3号 勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第4号 地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第5号 勝浦町議会議員及び勝浦町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第6号 勝浦町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

日程第8 議案第7号 勝浦町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第8号 勝浦町道路線の認定について

日程第10 議案第9号 令和7年度勝浦町一般会計補正予算（第6号）について

日程第11 議案第10号 令和7年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第12 議案第11号 令和7年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第13 議案第12号 損害賠償の額の決定について

日程第14 議案第13号 令和7年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）について

日程第15 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで（第4号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（松田貴志君） ただいまから令和7年勝浦町マラソン議会みかん会議を開きます。

日程に先立ち、玉置議員から欠席の届けが出ていますので、ご報告いたしておきます。

また、総務防災課から、12月2日の答弁漏れについて改めて答弁を求めます。

中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 改めまして、おはようございます。

1番議員の第一読会での質問の中で、被災者生活再建支援システム導入に当たるランニングコストについてのご質問についてご答弁を申し上げます。

まず、1月当たりのクラウド利用料として4万3,650円でございます。12か月を利用いたしますと、57万6,180円の利用料が必要というところでございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君） 今の説明に質疑はありませんか。

内谷議員、大丈夫ですか。

○1番（内谷安宏君） 大丈夫です。

○議長（松田貴志君） 質疑なしと認めます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（松田貴志君） 日程第1、議会運営委員会所管事務調査報告を議題とします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

井出議会運営委員長。

○議会運営委員長（井出美智子君） 議会運営委員会から報告いたします。

12月18日に議会運営委員会を開催し、追加議案の日程等について協議を行った結果、本日、審議中の議案の第二、第三読会の後、追加議案を審議いたしますので、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（松田貴志君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松田貴志君) それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長(松田貴志君) 次に、日程第2、議案第1号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから日程第12、議案第11号、令和7年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてまでを一括して議題とします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松田貴志君) 異議ありませんので、そのように決定いたします。

これより第二読会を開きます。

それでは、これより総括質疑を行います。

議案第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松田貴志君) 質疑なしと認めます。

続いて、議案第2号について質疑はありませんか。

福井議員。

○2番(福井裕美君) お願いします。議案第2号について質問いたします。

なぜ今報酬アップなのでしょう。2つ目、よその市町村もアップしてるのでしょうか、お願いします。

○議長(松田貴志君) 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長(中瀬弘晴君) こちらのほうは、職員の給料等も昨年度、今年において人事院勧告において上昇しておるところ、また特別職の報酬につきましては、しばらくの間、据え置いているという状況の中、特別職報酬等審議会を10月9日に開催をいたしております。そういった中で、委員さんのほうから報酬のアップというところで答申をいただいております。それを受けて、今回の改正に至ったというところでございます。

それから、他町村の状況でございますが、近隣町村においても、そういったところの上昇の議論等をされているというところに捉えております。今年の4月に改定をし、上げられたところもあるというような状況であったかと思っております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君） 福井議員。

○2番（福井裕美君） どの市町村が分かりませんか、お願いします。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 具体的な市町村名については差し控えさせていただきますと思いますが、本町と同等の類似団体というところの県内の市町村を参考にさせていただいたというところがございます。そこでこういった額にされているというところで、同様の改定を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号について質疑はありませんか。

花房議員。

○5番（花房勝一君） 議案第3号、勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例についてに対して質問いたします。

この条例の改正は、近年の大きな山火事を想定しての予防のための条例の改正だと理解しております。県のほうも先立ちまして、徳島県林野火災アラートという情報を発して、先月かな、今月か、2回ほど情報が出ておるのを確認しました。

その上で何点か質問なんですけど、勝浦町でもこれを取り入れて、発表するということであるのだろうと思いますけど、どのような形で町民に知らせるのか、ここが一番大事なところになってくるのではないかと思います。その発表の仕方というのがどういうものかというのと、条例の中で、火の使用の制限に従うように努めなければならないとありますが、これを努めない方が出た場合、どのような対処がされるのかどうか、その2点お願いいたします。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） まず、徳島県において、12月8日に林野火災、県が初のアラートを発しております。本町……。

○議長（松田貴志君） 小休いたします。

午前 9 時 38 分 休憩

午前 9 時 39 分 再開

○議長（松田貴志君） 再開いたします。

中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） すいません、失礼をいたしました。

町民への周知の方法というところでお話をさせていただきます。

まず第一に、防災行政無線での放送，それからホームページ，それから阿波かつうらアプリでの情報の発信というふうには考えております。

以上でございます。

○5 番（花房勝一君） 守らんかった人がおった場合どのように対処する。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 失礼いたしました。

守らない人の場合，こちらのほうは消防担当，そういったところから通報等があれば警告に参りたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君） 花房議員。

○5 番（花房勝一君） 町民の通達のほうについては理解いたしましたが，またほの守らない人に対してのっていうんは，今まで住民課もそのような野焼きの場合っていうんはしよったような気がするんですが，そこらはまた多分県のほうが出とつても，これを全然知らん，実は昨日もほういうことがあったと聞いております。だから，分かっとう人は分かっとなるんで，すごい敏感になってる町民もおいでると思うので，こちらの守らなかつた人に対するというところをまた徹底していただきたいなと思います。これはお願いします。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） まず，1 点，私が勘違いをしておりましたが，守らない場合というのは，野焼きの禁止につきましては，廃棄物の条例の違反でございます。こちらのほうは，まず住民課が所管になります。そういったところは，もともと野焼きというのは禁止でございますので，違法行為でございます。こちら罰金が科される場合もあるというふうなところでございます。私が申し上げているのは，そうい

ったことではなく、通常指定された期間それから区域以外のところでも紛らわしい行為、そういったことで火災に発生するおそれがあるという場合につきましては、通報等があった場合はこちらのほうで対応するというところでは、住民課と一緒にそちらのほうへ行って、注意などを行っているというところがございます。

昨日の分につきましては、野焼きでございますので、そういったところで火災に発生するおそれがあったというところで、機動隊を出動させ、消火に当たせたというところがございます。そういったところで、消火活動の報告というところで住民課と情報共有を行っているというところがございますので、ご理解をいただけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第4号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第6号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第7号について質疑はありませんか。

福井議員。

○2番（福井裕美君） お願いします。この施行の日付っていうんは変えてくれるんでしょうか。と思ったのは、その理由はいいんですね。この日付、令和8年4月1日からっていうのを変更っていうんはしてくれるんですか、先に延ばすっていうの。

○議長（松田貴志君） 小休いたします。

午前9時45分 休憩

午前9時45分 再開

○議長（松田貴志君） 再開いたします。

中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） まず、改正に至ったところからご説明をさせていただきたいと思います。

まず、こちらの議員報酬につきましては、議会の要請等もありまして、議員報酬の改定を検討いただきたいというところを、正確な日付は忘れましたが、説明をさせていただいたときにお答えした日付であったかと思えます。文書もいただいております。そういったものも受け、先ほどの特別職の報酬と同様に、社会情勢の変化により、ますます特別職や議員の職責が重くなると、役割は重要となること、それから財政状況が今のところはいつときよりは改善をしているという点、長年にわたり増額改正が行われていないという点を踏まえ、特別職報酬等審議会を開催をさせていただいております。そういったところで、答申の中でこういった金額、特別職においては74万6,000円が町長、副町長におきましては59万7,000円、それから議長におきましては30万円、それから副議長は25万円、議員におきましては22万円に改めるというところが妥当ではないかというご意見を賜っております。

それから、改正の時期につきましては、令和8年4月1日が適当であろうというような答申をいただいております。それらを受けて、12月議会に上程をさせていただいたという経緯でございます。

なぜ今なのかという理由でございますが、当初予算の編成、こちらのほうに報酬等の予算、計上をする必要があらうかと思えますので、今の時期に上程をさせていただき、8年度の予算に反映するというところで考えております。なぜ4月1日なのかと言われれば、答申でそのようにいただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君） 福井議員。

○2番（福井裕美君） ご説明いただきありがとうございます。

なぜ私がこのようなことを言ったかといいますと、昨日、おとついの一般質問で、星谷橋架け替え事業でほかの事業にもちょっと影響があるのかなって感じるような答

弁があったので、ほかの町単事業を見直ししなければいけないかもっていう答弁を聞いたので、そんな大きな出費がかさむときにお給料上げてもらっていいのかなと思ったので、申し訳ありません、こちらの議員たちで出した案ではありますが、そういうことの理由で発言させてもらいました。すみません、いいんです、私、どう攻撃されようと構わないんですけども、そういう理由でございます。答弁は結構です。失礼します。

○議長（松田貴志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第8号について質疑はありませんか。

内谷議員。

○1番（内谷安宏君） 今回、この認定するエリア、区間の中で、橋の補修が予定されていて、橋の補修が終わったところから移管していくということなんですけれども、第一読会でも伺いましたが、宮平橋の横の坂本橋だけ補修予定がされていないというところがありました。その橋だけ補修が必要ないというところの確認というか、説明をいただきたいと思います。

○議長（松田貴志君） 上村建設課長。

○建設課長（上村和也君） 坂本橋につきましては、判定区分が2であり、今のところというか、今の判定結果によって修繕の必要がないということになっております。隣の宮平橋は判定区分が3で、比較しますと、架設年度の違いと、それから工法的にコンクリート床板の工場製作での設置と現場打ちでの施工の違いがありまして、劣化度も違ってきますので、坂本橋についてはその分健全であったということで、判定区分が2となっておりますので、修繕の必要がないということです。

○議長（松田貴志君） 内谷議員。

○1番（内谷安宏君） 宮平橋が現地で造っており、坂本橋のほうが工場で造ってきて持ってきており、工法が違うというところであると。事前に坂本橋の測定したときの写真なりを見せていただきまして、確かに坂本橋のほうがというか、かなり健全な状態が保たれていることは私も確認させていただきましたので、今の答弁で納得しようと思います。ありがとうございます。

○議長（松田貴志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第9号について質疑はありませんか。

補正予算です。

美馬議員。

○7番（美馬友子君） 補正予算について質疑をさせていただきます。

総務防災課長にお聞きします。被災者生活再建支援システム導入についてお伺いしたいと思います。

被災者生活再建支援制度は、災害で被災した方々の生活を支援するために国や都道府県が資金を援助する制度ですが、被災者の再建を支援するために、この必要な書類をシステム導入して作るという話ですが、春から、できたら利用したくない制度ですが、被災者支援に関する相談窓口も設けるとは思いますが、もし何かあったとき、それは何課が担当するんですか。それから、どのような様式か、第一読会でも聞いたと思いますが、統一されてるとは思いますが、できたら確認したかったと思います。

以上2点、お願いしたいと思います。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） まず、支援システムでございますが、こちらのほうは建物の被災の認定が速やかに行えると。被害想定、被害の額とか、そういったものが出来、証明書の発行までがスムーズになると。その後の流れというところでございますが、支援は色々ございますが、まず1点といたしまして、災害見舞金とかそういったところ、こちらのほうは住民課の所管にはなりません。それから、税の減免とかそういったところは税務課のほうであろうかとは思っています。それから、福祉関係のそういった申請とか、そういった支援とかっていうのは福祉課のほうになろうかと思っております。それぞれのメニューによって窓口は違いますが、1つのシステムで被災状況等が分かると。状況が共有できるというところに利点があるのかなというふうには思っております。導入に当たっては、こちらのほう、操作方法とか、そういった研修等も考えておりますので、そういったことも踏まえて運用してまいりたいというふうには考えております。

トータルとしての最初の窓口は、総務防災課になろうかとは思っています。被災の受付とか、そういったところの罹災証明の流れはうちの課になろうかとは思っております。ただ、災害時、大規模災害になると、災害対策本部での対応っていうふうにはなろうかと思っておりますので、そちらのほうは災害の防災計画に基づいてするようになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君） 美馬議員。

○7番（美馬友子君） 罹災証明書は、ひょっとしたら総務防災課から申請するんかも分かりませんが、被災者生活再建支援制度って住民課担当ではないんですか。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 議員のおっしゃるとおり、被災者の災害救助法に基づく支援金ですかね、そういったものの給付というのは住民課の所管になろうかと思っております。そういった課をまたがることあるかと思っておりますので、最初の基本的な災害対策本部の窓口、災害の窓口としてはうちの課でないかなというふうには理解をしております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第10号について質疑はありませんか。

介護保険です。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第11号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第11号までを第三読会に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松田貴志君) 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

小休いたします。

午前10時00分 休憩

午前10時04分 再開

○議長(松田貴志君) 再開いたします。

議案第1号について第三読会を開きます。

これより採決を行います。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(松田貴志君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第2号について第三読会を開きます。

これより採決を行います。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(松田貴志君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第3号について第三読会を開きます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第3号、勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（松田貴志君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第3号、勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第4号について第三読会を開きます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件、地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（松田貴志君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第4号、地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第5号について第三読会を開きます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件、勝浦町議会議員及び勝浦町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（松田貴志君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第5号、勝浦町議会議員及び勝浦町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第6号について第三読会を開きます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件、勝浦町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（松田貴志君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第6号、勝浦町乳

児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については原案のとおり可決いたしました。

議案第7号について第三読会を開きます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件、勝浦町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（松田貴志君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第7号、勝浦町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第8号について第三読会を開きます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件、勝浦町道路線の認定についてを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（松田貴志君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第8号、勝浦町道路線の認定については原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第9号について第三読会を開きます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件、令和7年度勝浦町一般会計補正予算（第6号）についてを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（松田貴志君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第9号、令和7年度勝浦町一般会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第10号について第三読会を開きます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件、令和7年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（松田貴志君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第10号、令和7年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第11号について第三読会を開きます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件、令和7年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（松田貴志君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第11号、令和7年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決いたしました。

小休いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（松田貴志君） 再開いたします。

~~~~~

○議長（松田貴志君） 次に、日程第13、議案第12号、損害賠償の額の決定について及び日程第14、議案第13号、令和7年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

これより第一読会を開きます。

町長から議案第12号及び議案第13号を一括して趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） それでは、本日追加提案させていただきました議案の提案説明をさせていただきます。

議案第12号、損害賠償の額の決定についてであります。

これは、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を決定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

議案第13号、令和7年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

物価高対応子育て応援手当などを計上したもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,212万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億8,083万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、ご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（松田貴志君） 町長の説明が終了しました。

続いて、関係各課長から詳細説明を求めます。

まず、議案第12号について。

長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 議案第12号、損害賠償の額の決定について説明をさせていただきます。

1、事故の概要は、令和7年11月4日午前10時50分頃、勝浦町大字坂本字岡田28番地の相手方車庫前の路上において、勝浦町職員が公用車を運転中、道が不明なため、車庫前に停車をしました。その後、発進しようとしたところ、坂道であったため、自分の乗った車が下り始め、相手方の車に衝突したものでございます。2、損害の程度は、相手方車両の前後の損傷です。3、損害賠償額、物的損害で合計101万1,604円になります。

以上でございます。

○議長（松田貴志君） 続いて、議案第13号の全体説明について。

中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 議案第13号、令和7年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、補正額1,114万3,000円、19款繰越金、1

項繰越金，98万2,000円，補正額歳入合計1,212万5,000円でございます。

続きまして，歳出でございます。

3款民生費，2項児童福祉費，補正額1,114万3,000円，5款農林水産業費，1項農業費，補正額98万2,000円，歳出合計補正額1,212万5,000円でございます。

歳入歳出それぞれ補正後の額といたしまして，41億8,083万5,000円とさせていただきます。

全体の説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（松田貴志君） 議案第13号の福祉課関係について。

長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 議案第13号，令和7年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）について説明をさせていただきます。

歳出，3款2項1目児童福祉総務費の物価高対応子育て応援手当でございます。目的は，物価高の影響が長期化する中で，その影響を強く受けている子育て世帯を支援するため，子育て応援手当を支給するものでございます。事業内容は，令和7年9月分の児童手当受給者及び令和7年9月30日の翌日から令和8年3月31日までに出生した児童の父母等を対象とし，児童1人につき2万円を支給いたします。

事業費は，システム改修委託料が88万円，子育て応援手当は509名を見込み，1,018万円，その他郵送料や振込手数料，時間外手当を合わせて，合計1,114万1,600円をお願いするものでございます。財源は，全額国補助金を充当いたします。スケジュールですが，国からは可能な限り速やかに支給を開始することとされておりますので，1月には通知書を送付し，プッシュ型で3月中には支給ができるよう進めていく予定でございます。

以上で福祉課からの説明を終わらせていただきます。

○議長（松田貴志君） 次に，議案第13号の農業振興課関係について。

西濱農業振興課長。

○農業振興課長（西濱浩史君） 議案第13号，令和7年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）について，農業振興課の詳細説明をさせていただきます。

歳出，5款農林水産業費，1項農業費，9目農村環境改善センター運営費の農村環境改善センター運営事業，センター西側舞台袖側の搬入口扉改修工事でございます。

事業内容といたしましては、センター西側舞台袖側の搬入口の扉が11月に開閉の軸となる部分が老朽化により破損し、扉が外れ、扉の交換が必要となったことから、改修工事を行うものであります。補正予算額につきましては、14節工事請負費98万2,000円で、財源につきましては、全額一般財源となります。

以上で農業振興課からの詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松田貴志君） 以上で詳細説明は終了しました。

これより詳細質疑を行います。

議案第12号について質疑はありませんか。

損害賠償の件です。

内谷議員。

○1番（内谷安宏君） この事故の説明をもうちょっと詳細にいただきたいんですけども、この説明文の中で、発進しようとしたところ、坂道であったため、車が下がり始めとありますが、発信しようとして下がり始める状況って、例えばニュートラルに入ってしまったって、アクセルを踏んでも前に行かずに後ろに下がったのか、ギアがバックに入ってしまったって、前に進もうとしてたのにバックを全開でしてしまって当たったのかというところがあると思うんです。多分車庫の中にあった車に当たって、前から押し込んだ形になって前後が損傷しているのかなと思うんですけども、状況をもうちょっと詳しく教えてください。

○議長（松田貴志君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 事故したすぐに私も本人に確認したんですけど、パニックになってまして、坂道なので、通常だったら発進するように、前へ行くようになってるかと思うんですけど、そこら辺がどれに入っとったか覚えてないというような、実際はそういうような状況でございました。

○議長（松田貴志君） 内谷議員。

○1番（内谷安宏君） ちなみに、車種って分かりますかね、車の種類。

○議長（松田貴志君） 相手方やな。相手方で。

○1番（内谷安宏君） いや、自分のほう。

○議長（松田貴志君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） これは福祉課の公用車のK e i っていう車になります。

○議長（松田貴志君） 内谷議員。

○1番（内谷安宏君） よくトヨタなりのハイブリッド車のシフトが操作が間違いやすいついていうのがあって、そういう事故が起きやすいついていうのを聞くので、それ系のものなのかなと思ったんですけども。

以上です。

○議長（松田貴志君） ほかに質疑はありませんか。

美馬議員。

○7番（美馬友子君） 職員の健康状態と公用車の破損状況はどないなってますか。

○議長（松田貴志君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 職員側は、帰ってきたすぐは特に問題ないっていうことだったんですけど、次の日にはちょっと首が痛いかなっていうことでした。それがこの事故によるものなのか、もともと持っているものなのかは本人も分からんというようなところで、今は大丈夫です。

○7番（美馬友子君） 車は。

○議長（松田貴志君） 車は大丈夫です、K e i の。

○福祉課長（長友清美君） K e i のほうも後ろのほうが当たってますので、そちらのほうは町で掛けております損害保険のほうで対応させていただきたいと思います。

○議長（松田貴志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） じゃ、次行きますね。

続いて、議案第13号について質疑はありませんか。

補正予算です。

籾議員。

○9番（籾 公一君） 議案第13号について質疑を行いたいと思いますが、昨日の一般質問の続きのような形になります。

改善センターの扉の修理ということですが、まず農業振興課長に何点かお聞きしたいんですが、どういう作業をされよってこういうことになったのか、それは分かりますか。

○議長（松田貴志君） 西濱農業振興課長。

○農業振興課長（西濱浩史君） 扉のほうで損傷いたしましたのは11月20日で、当日イベントがございました。それで、搬入口となっておりますので、そこから荷物等の搬出をしているときに外れたということを確認しております。

○議長（松田貴志君） 笹議員。

○9番（笹 公一君） そうしたら、今回この補修をすることによって、これは長寿命化になるような補修なんですか。あくまでも仮で、また後やらないかんというようなことになるんですか。そこらはどんなですか。

○議長（松田貴志君） 西濱農業振興課長。

○農業振興課長（西濱浩史君） 改善センター、このような扉があと3か所ございます。それで、今後長寿命化もありますので、今回の工事で修繕する扉に合わせて、長寿化のほうも、ほかの3つの扉も今回の仕様に合わせた工事をしたいと考えております。

○議長（松田貴志君） 笹議員。

○9番（笹 公一君） 確認ですが、今課長言いましたように、ほかにもありますね、中央口のところとか。ほれも大分具合悪うなっとうような感じがあるんですよ、今。開けたら止まったらんととか。それはそれとしといて、今回のこの工事によって、この扉は長寿命化として後々工事せんでもいけるんですか、どうかということを確認したい。

○議長（松田貴志君） 西濱農業振興課長。

○農業振興課長（西濱浩史君） 長寿命化を見据えた工事と考えております。

○9番（笹 公一君） になっとうということやね。

○議長（松田貴志君） 笹議員。

○9番（笹 公一君） それと、これせっかく追加提案していただいたんで、早急に直していただきたいんですが、このマネジメントシート見たら、発注が1月になっとうるんですね。ここらあたりはどんなですか。多分、今日議決になると思うんですが、早急に発注して年内に工事が終わるといようなことはならんのですか。次の資料でも見積りもきちっと工事内容も出ておるみたいなんで、そこらあたりはどんなんですか。

○議長（松田貴志君） 西濱農業振興課長。

○農業振興課長（西濱浩史君） 発注につきましては、議決いただいた後、年内速やかに発注したいと考えておりますが、メーカーのほうに確認しまして、この扉は防火扉となっております、受注生産になるものなんです。それで、工期的には2か月程度かかるということで、速やかに発注はさせていただきたいと考えております。

○議長（松田貴志君） 笹議員。

○9番（笹 公一君） 分かりました。

発注は速やかにしてもらおうということやね。取りあえず、私は置きます。

○議長（松田貴志君） ほかに質疑はありませんか。

美馬議員。

○7番（美馬友子君） 福祉課の子育て世帯で、スピード感があって、プッシュ型っていうことすごいなって思うんですが、システム改修なんですけど、児童手当のシステムを仮に借りて、そして9月30日から3月31日って数名ですよ、出産予定って。そういうことが、これ一回限りと思うんですが、できないかどうかだけ聞かせてもらいたいです。手作業でできることがあるんなら。

○議長（松田貴志君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 対象者は児童手当受給者ということになってるんですけど、公務員の方は職場のほうから児童手当をもらってますので、そちらのほうの吸い上げ等とかも関係してきますので、システムを改修でさせていただきたいと考えております。

○議長（松田貴志君） 美馬議員。

○7番（美馬友子君） 毎月の子育て手当が職員は出ようと思うんですけど、ほれってシステムから出よるんでもないんですか。

○議長（松田貴志君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 公務員の分ですか。

○7番（美馬友子君） 公務員。

○福祉課長（長友清美君） それはまた児童手当とは別のシステムのほうから、給料のほうのシステムから出ております、公務員に対しては。町でなくて、ほかの県庁であつたりとか、別の市町村に行かれてる方の分はそこに載ってませんので、そこら辺

をまた該当者を吸い上げる可能性があります。

○議長（松田貴志君） 美馬議員。

○7番（美馬友子君） 庁舎内は別のシステムで支払えるけど、よその県庁なり、そういう方が町内におるんで、その方のためにもシステムが要るっていうことですか。分かりました。

○議長（松田貴志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） それでは、以上で詳細質疑を終了します。

お諮りいたします。

議案第12号及び議案第13号を第二読会に付すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 異議なしと認めます。本件は第二読会に付すことに決定いたします。

議案第12号、損害賠償の額の決定について及び議案第13号、令和7年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）についてを一括して議題とします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 異議ありませんので、そのように決定いたします。

これより第二読会を開きます。

それでは、これより総括質疑を行います。

議案第12号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第13号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第12号及び議案第13号を第三読会に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松田貴志君) 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定します。

これより第三読会を開きます。

議案第12号及び議案第13号については討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松田貴志君) 異議ありませんので、採決を行うことに決定いたします。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(松田貴志君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第12号、損害賠償の額の決定について及び議案第13号、令和7年度勝浦町一般会計補正予算(第7号)については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(松田貴志君) 次に、日程第15、議員派遣についてを議題とします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松田貴志君) 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり派遣することに決定しました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全て終了しました。

それでは、令和7年勝浦町マラソン議会みかん会議の閉会に当たり、野上町長からご挨拶をお願いします。

野上町長。

○町長(野上武典君) 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本会議に提案いたしました議案につきまして慎重にご審議いただき、ご決議賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

また、本会議の一般質問におきましては、多岐にわたり本町の行政推進についてご意見、ご提言をいただきましたことにつきましても重ねてお礼を申し上げます。ご提言いただきました内容につきまして、今後の町勢発展に生かしてまいりたいと存じますので、議員各位にはさらなるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年の年の瀬も押し迫ってまいりました。師走の行事や新年を迎える準備など、慌ただしい時期ではございますが、議員各位におかれましては、くれぐれもご健康にご留意され、よき年が迎えられるよう心からお祈り申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松田貴志君） 以上でみかん会議の日程は全て終了いたしました。ありがとうございました。

これにて散会いたします。

午前10時48分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員